

【目次】

【委託事業の内容に係ること】（主に委託要項2・公募要領3を参照）

1. 「複数回」とは何を指しているのか。
2. 「全国の小・中学生」を募集しなければいけないのか。
3. 各事業の人数制限（定員の上限）はあるか。
4. 感染が未だに全国で報告されている中、実施するのか。
5. 事業名については、統一的な見解はあるか。
6. 参加者の募集は会員限定にすることは可能か。
7. 放課後に活動する事業を申請しても可能か。
8. 採択された場合、委託先（中央組織）が、全ての事業に立ち会う必要はあるか。
9. 「子供の自然体験活動推進全国キャンペーン」は、具体的にどんな連携協力が発生するのか。
10. 「自然体験活動」の解釈について
11. 運営体制（安全管理体制）について
12. 屋内での活動は認められるか。
13. 実施当日、荒天により予定のプログラムが実施できず、急遽屋内でのプログラムに変更したが、認められるか。

【委託先に係ること】（主に委託要項3・公募要領5を参照）

14. 委託先の要件として「株式会社」が含まれているのか。
15. 委託先の要件として挙がっている2つの要件以外に特記事項はあるか。
16. 県内の青少年教育施設の指定管理を受けている株式会社が、青少年教育施設の運営とは別に事業を申請することは可能か。
17. 全国に点在する各団体間のネットワーク構築を趣旨として立ち上げた団体の事務局が中央組織となり、各団体が地方組織と位置付けることで、委託先の要件として認められるか。

【事業期間、事業規模及び採択数に係ること】（主に公募要領8を参照）

18. 1団体が複数事業を申請していいのか。
19. 「1事業」の解釈は。
20. 1団体あたりの申請額の上限はあるか。

【契約締結に関すること】（主に公募要領8・9・11を参照）

21. 申請すれば全ての事業が採択されているのか。
22. 経費の支払いについて、概算払いは可能か。
23. 7月末に契約締結予定との事だが、契約締結前に事業をスタートしていいか。

【委託経費に係ること（経費の取り扱い）】（主に委託要項6・様式A（参考資料）を参照）

24. 既に他団体からの助成を受けている事業を申請しても構わないか。
25. 備品については、「事前に文部科学省と協議」とあるが、認められるのか。
26. 当団体の役員が講師をすることから、役員に対しての謝金の支払いは可能か。
27. 参加費を徴収していいか。
28. 関係者を集めた協議会を発足し、年に数回程度の会合を実施したい。その場合の経費計上は可能か。
29. チラシを作成する場合、その費用は1事業あたりの上限から計上するのか。
30. 中央組織が地方組織に対して経費を支出するにあたっての取り扱いはあるか。
31. 諸謝金を支払う場合、人数分の実技・指導等謝金の計上が認められるか。
32. 委託費は各自治体を經由するか。
33. 宿泊費、交通費は参加者が全額支払わなくてはならないか。
34. スタッフ、ボランティアの交通費、宿泊代は対象経費となるか。
35. 宿泊に付いていない昼食代や、飲み物、果物代などは対象経費となるか。
36. 当該団体が保有する施設に係る施設維持費（光熱費）は対象経費になるか。
37. 最終的に事業が実施できなかった場合、事前に購入した消耗品などは請求できるか。

【スケジュールに係ること】（主に委託要項12・公募要領12を参照）

38. 事業の開始時期はいつ頃を想定しておけばいいか。

【その他に関すること】（主に委託要項12を参照）

39. 「第三者に委託できないこと」と、「全国組織がとりまとめること」の違いをどのように理解したらいいか。

【企画提案書に係ること】（主に公募要領7を参照）

40. 「団体が管理・運営する施設」とありますが、管理・運営する施設が無い場合は申請できないのか？

【Q & A】

Q 1 : 委託要項 2 (2) に記載の「複数回」とは何を指しているのか。

A 1 : この事業全体で「複数回」の事業を実施することとしている。

Q 2 : 委託要項 2 (4) に記載の「全国の小・中学生」を募集しなければいけないのか。

A 2 : 募集対象の「全国の小・中学生」とは、全国各地で小・中学生を対象に自然体験活動を展開する趣旨であり、各実施団体が全国から参加者を募集することを求めているものではない。

なお、遠方から子供たちを参加させる場合には、感染症対策を講じた上で実施することとする。

Q 3 : 各事業の人数制限（定員の上限）はあるか。

A 3 : 特に設けていないが、1 事業当たりの上限額を設定していることから、その範囲内において上限額に基づいた適正人数にて計画いただきたい。関連して、感染拡大につながらないよう場の設定、安全管理体制の構築をお願いしたい。

Q 4 : 感染が未だに全国で報告されている中、実施するのか。

A 4 : 感染状況や参加者の安全性を確保できるか見極めながら実施いただきたい。

Q 5 : 事業名については、統一的な見解はあるか。

A 5 : 「令和 2 年度文部科学省委託事業」と記載いただきたい。また、団体で複数事業を実施する場合は、精算を行う上で判断が付きやすいよう、統一的な冠を事業名としていただきたい。

Q 6 : 参加者の募集は会員限定にすることは可能か。

A 6 : 委託要項 2 (4) に記載のとおり、「事業の実施の際には「委託先」に加入する会員に限定せず、広く募集を行うよう留意すること。」としており、会員内に閉じないよう御留意いただきたい。

Q 7 : 放課後に活動する事業を申請しても可能か。

A 7 : 募集対象を限定しないのであれば申請は可能である。

Q 8 : 採択された場合、中央組織のスタッフが全ての活動に立ち会う必要はあるか。

A 8 : 立ち会う必要はない。団体内の安全管理体制を確立いただきたい。

Q 9 : 「本事業は「子供の自然体験活動推進全国キャンペーン」の一環」とあるが、具体的にどんな連携協力が想定されるか。

A 9 : 現在検討中だが、例えば、独立行政法人国立青少年教育振興機構が事務局となり、毎年 10 月を「体験の風をおこそう推進月間」として全国各地で体験活動を推進している。

https://taikennokaze.jp/wp-content/uploads/2019_taiken-suishinn-leaflet.pdf

質問のキャンペーンは、上記推進月間を軸としながら、全国各地で 10 月前後に自然

体験活動に関するイベントを実施することを計画しているものである。

Q 1 0 : 近隣のトレッキング、芝そり、湖水浴、公園での遊具を使った遊び、噴水池での水遊び、ザリガニ捕りや魚釣りについては該当するか。

A 1 0 : 近隣地域の自然（屋外）環境を有するエリアでの実施であれば、該当する。

Q 1 1 : 一定程度自然体験活動を実践してきたスタッフと、高校生や大学生のボランティアスタッフとで実施するが、委託先の要件に該当するか。

A 1 1 : 安全管理体制を構築するためには、委託要項 3 に記載のとおり「自然体験活動実施のノウハウや指導者等を有し、全国規模又は地域規模の取組を企画、実施できる団体」が委託先の要件であり、かつ、一定の指導経験が必要と考えるが、その体制を構築できるのであれば指導年数等の制限はない。

Q 1 2 : 屋内での活動は認められるか。

A 1 2 : 委託要項 2 (5) に記載のとおり、「近隣地域の自然（屋外）環境を有するエリア（例：山岳・山麓・河川・湖・海浜・公園（自然環境を有する）等）を中心としたプログラムを行うこととする」こととしているため、原則屋外でのプログラムを計画いただきたい。

Q 1 3 : 実施当日、荒天により予定のプログラムが実施できず、急遽屋内でのプログラムに変更したが、認められるか。

A 1 3 : 予算の範囲内であれば認める。

その際、本事業の趣旨（自然の中での体験活動を充実する取組を全国的に展開することで、子供たちを取り巻く環境に生じている閉塞感を打破するとともに、子供たちの元気を取り戻し健やかな成長を図る）に沿うよう、御留意いただきたい。

Q 1 4 : 委託先の要件として「株式会社」が含まれるか。

A 1 4 : 含まれる。

Q 1 5 : 委託先の要件として挙がっている 2 つの要件以外に特記事項はあるか。

A 1 5 : 委託要項 3 に記載の「自然体験活動のノウハウや指導者等を有し、全国規模又は地方規模の取組を企画、実施できる団体」を御留意いただきたい。

Q 1 6 : 県内の青少年教育施設の指定管理を受けている株式会社が、青少年教育施設の運営とは別に事業を申請することは可能か。また、会場を（指定管理を受けている）青少年教育施設とすることは可能か。

A 1 6 : 青少年教育施設の指定管理を受けている団体が、施設の運営とは別に事業を実施し、その際、施設を会場とすることは差し支えないが、事業の特性上、施設の運営経費を計上せず、また、施設の収入に直結することがないよう御留意いただきたい。

Q 1 7 : 全国に点在する各団体間のネットワーク構築を趣旨として立ち上げた団体の事務局が中央組織となり、各団体が地方組織と位置付けることで、委託先の要件として認められるか。

A 1 7 : 認められる。幣省の安全管理体制を構築するうえで、各委託団体と緊密な連携を図りたいことから、却ってありがたい。

Q 1 8 : 1 団体が複数事業を申請していいのか。

A 1 8 : 構わない。

Q 1 9 : 「1 事業」の解釈は。

A 1 9 : 公募要領 8 にある「1 事業」とは「1 回」である。なお、「1 団体」が「複数事業（複数回）」申請しても構わない。

Q 2 0 : 1 団体あたりの申請額の上限はあるか。

A 2 0 : 設けていない。

Q 2 1 : 申請すれば全ての事業が採択されているのか。

A 2 1 : 事業内容や規模について、審査委員会の審査を経て、採択する事業を決定する。そのため、事業の不採択や事業内容の見直し及び事業規模の縮小などが考えられる。

Q 2 2 : 経費の支払について、概算払いは可能か。

A 2 2 : 可能である。

Q 2 3 : 7 月末に契約締結予定との事だが、契約締結前に事業をスタートしていいか。

A 2 3 : 実施可能であるが、契約締結前の各種業務に係る委託費の経費の計上は認められない。また、審査の結果、選定されない可能性があることも留意いただきたい。
なお、参加者募集の際には、「文部科学省委託事業採択予定」と記載すること。

Q 2 4 : 既に他団体からの助成を受けている事業を申請しても認められるか。

A 2 4 : 認められない。本事業の委託費のみで事業を実施していただきたい。また、公費を充てている事業は別の事業として実施するなど御留意いただきたい。

Q 2 5 : 備品については、「事前に文部科学省と協議」とあるが、認められるのか。

A 2 5 : 原則、備品の購入は認められない。ただし、特段の事由があれば、協議することも可能である。

Q 2 6 : 当団体の役員が講師をすることから、役員に対しての謝金の支払いは可能か。

A 2 6 : 「経費の取り扱い」で記載のとおり、委託先の役職員に対する謝金支給は認められない。

Q 2 7 : 参加費を徴収することは可能か（受益者負担）。

A 2 7 : 可能である。「経費の取り扱い」裏面（留意事項）にて記載のとおり、原則として、参加費（受益者負担）については、「参加者の飲食代、集合場所までの交通費、宿泊代など」と最低限の事項のみとし、参加者への負担をなるべく減らしていただきたいところ。

参加費の上限はないが、この点御配慮いただきたい。

Q 2 8 : 関係者を集めた協議会を発足し、年に数回の会合を都内で実施したい。その場合の経費計上は可能か。

A 2 8 : 1 事業 (1 回) あたりの上限内であれば差し支えない。

Q 2 9 : 地域ごとにチラシを作成する場合、その費用は 1 事業あたりの上限から計上することになるか。

A 2 9 : そのとおりである。

効率的・効果的な広報活動となるよう、工夫いただきたい。

Q 3 0 : 中央組織が取りまとめる際、地方組織に対して経費を支出するにあたっての取り扱いはあるか。

A 3 0 : 委託費の流れとしては、中央組織に一括で委託費を支払い、その後、各実施 団体へと必要経費を支出してもらうこととなる。

Q 3 1 : 諸謝金をお支払いする場合、人数分の実技・指導等謝金の計上が認められるか。

A 3 1 : 認められる。

Q 3 2 : 委託費は各自治体を經由するか。

A 3 2 : 經由しない。委託先 (民間団体) との契約となる。

Q 3 3 : 宿泊費、交通費は参加者が全額支払わなくてはならないか。

A 3 3 : 「経費の取り扱い」には、参加者が負担する経費として、「参加者の飲食費、集合場所までの交通費、宿泊代などの実費」と定めている。

宿泊費については、上記に沿って負担いただくこととなる。交通費については、例えば、集合場所からプログラム実施場所までバスで移動する場合、バスの経費は委託経費で計上することが可能である。

Q 3 4 : スタッフ、ボランティアの交通費、宿泊代は対象経費となるか。

A 3 4 : 対象経費となる。

Q 3 5 : 宿泊に付いていない昼食代や、飲み物、果物代などは対象経費となるか。

A 3 5 : 参加者の飲食費については、対象外となる。

Q 3 6 : 当該団体が保有する施設に係る施設維持費 (光熱費) は対象経費になるか。

A 3 6 : 「一般管理費」として対象となる。

Q 3 7 : 委託要項 12 (3) 「新型コロナウイルス感染症の感染状況等を鑑み、当初計画していた実施期日や回数等にやむを得ない変更が生じる場合…」とあるが、最終的に事業が実施できなかった場合、事前に購入した消耗品などは請求できるのか。

A 3 7 : 請求できる。その場合は、事前に報告することとする。

Q 3 8 : 事業実施時期の想定はいつ頃か。

A 3 8 : 事業の実施は契約締結（7 月末予定）後から可能であるが、準備期間を見越したうえで、事業の実施時期を検討いただきたい。

Q 3 9 : 委託要項 1 2 に記載の「第三者に委託できないこと」と、委託要項 3 の記載の「全国組織を持つ団体については、中央組織が一括で委託することが望ましい」の違いをどのように理解したらいいか。例えば●●団体の中央組織が各地方組織で行われる自然体験事業をとりまとめて申請する場合、予算の管理や報告書などの提出は中央組織が一括して対応すると理解している。それとも、各地域で実践する団体がそれらもすべて対応するということになるか。

A 3 9 : 第三者に委託するとは、●●団体が委託した一切の業務を他団体に委託することはできないことである。したがって、下線部分の認識で相違ない。

Q 4 0 : 「企画提案書」の「7. 団体が管理、運営する施設」とあるが、管理・運営する施設が無い場合は申請できないのか？

A 4 0 : 施設を保有している場合に、記載するものとする。施設を保有していない場合でも申請は可能である。